

生活交通改善事業計画 (バリアフリー化設備等整備事業)

平成 29 年 5 月 30 日
 平成 29 年 8 月 10 日
 平成 30 年 1 月 12 日
 平成 30 年 3 月 9 日改定

(協議会名) 新潟市地域公共交通会議
 (担当: 新潟市都市交通政策課)

1. 生活交通改善事業計画の名称

平成 29 年度 新潟市生活交通改善事業計画 (バリアフリー化設備等整備事業)

2. バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

(1) 背景・目的・必要性

本格的な高齢社会を迎え、本市においても、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。

また、障がい者が障がいのない人と同等に生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念が浸透していくなか、自立と共生の理念のもと、障がいの有無にかかわらず誰もが相互に尊重し支えあう共生社会の実現が求められている。

このような社会の実現のためには、高齢者、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、とりわけ移動の円滑化を促進することが、大きな意義をもつものであることから、国の移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、本市としても積極的に取り組むものである。

(2) 現状・課題

移動の円滑化を図る上で、鉄道、バス、タクシーを含めた公共交通の果たす役割は重要であるが、自家用車の利用増大により、利用者数は年々減少している。

また、交通量の増加に伴う渋滞の発生や排出ガスによる温暖化などの環境問題も発生しており、さらなる公共交通の利用促進を図ることが急務といえる。

公共交通の利用促進を図る取り組みには、定時性の確保や乗り継ぎによって生じる不便さの解消等があるが、高齢化が進む今日においては、乗り降りのしやすさを確保するための車両整備などバリアフリー化を行い、障がい者も含め、誰にとっても利用しやすい環境を作り出すことが必要である。

3. バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

(1) 事業の目標

国が定める移動等円滑化の促進に関する基本方針では、平成32年度までの整備目標を、バス車両については導入比率約70%、タクシー車両については、導入台数を約28,000台としている。

本市において、平成29年度については、国土交通省からの募集で回答のあった事業者の導入意向台数を目標とする。

○ノンステップバスの導入	7台
○福祉タクシー車両の導入	2台
○UDタクシー車両の導入	4台

(2) 事業の効果

ノンステップバスや福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障がい者のほか、高齢者や妊産婦、子ども連れの人など、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両）を含む）の導入促進により、利用者の移動の負担が軽減され、移動の円滑化が図られる。

4. バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

(1) 事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

(内容)

<u>ノンステップバスの導入</u>	7台
新潟交通（株）（リース会社未定）	: 7台
<u>福祉タクシー車両の導入</u>	2台
まきタクシー（有）	: 1台
坂井 博文	: 1台
<u>ユニバーサルデザインタクシー車両の導入</u>	4台
四葉タクシー（有）	: 1台
（株）NK交通	: 1台
日の出交通（株）	: 1台
港タクシー（株）	: 1台

(実施事業者の身体・知的・精神の3区分における運賃割引率について)

タクシー（全社）

身体・知的障がい者運賃・・・1割引

(2) 関連事項（以下、〈 〉内の事業に該当する場合に記載） 該当なし

5. バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

平成29年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ノンステップ バス導入	154,700 千円	9,800 千円	0 千円	0 千円	144,900 千円
	100%	6.3%	0%	0%	93.7%
福祉タクシー 導入	5,349 千円	1,200 千円	0 千円	0 千円	4,149 千円
	100%	22.4%	0%	0%	77.6%
UDタクシー の導入	13,690 千円	2,400 千円	0 千円	0 千円	11,290 千円
	100%	17.5%	0%	0%	82.5%
合 計	173,739 千円	13,400 千円	0 千円	0 千円	160,339 千円
	100%	7.7%	0%	0%	92.3%

※総事業費については見込み額であり、概算額を記載

※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

6. 計画期間

●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	平成29年度			平成30年度								
	6月	7月		1月	2月	3月	4月	11月	12月	1月	2月	3月
ノンステップ バス導入						●						●
福祉タクシー 導入	●					●						
UDタクシー導入						●						●

7. 協議会の開催状況と主な議論

- ・平成 29 年 5 月 30 日、新潟市地域公共交通会議を開催
(協議が調った日：平成 29 年 5 月 30 日)
- ・平成 29 年 8 月 10 日、平成 29 年度新潟市生活交通改善事業計画の一部変更について、新潟市地域公共交通会議委員へ書面による協議を実施
(協議が調った日：平成 29 年 8 月 10 日)
- ・平成 30 年 1 月 12 日、平成 29 年度新潟市生活交通改善事業計画の一部変更について、新潟市地域公共交通会議委員へ書面による協議を実施
(協議が調った日：平成 30 年 1 月 12 日)
- ・平成 30 年 3 月 9 日、平成 29 年度新潟市生活交通改善事業計画の一部変更について、新潟市地域公共交通会議委員へ書面による協議を実施
(協議が調った日：平成 30 年 3 月 9 日)

8. 利用者等の意見の反映

- ・「7. 協議会の開催状況と主な議論」で記載の協議会において、新潟市消費者協会長（利用者代表）及び公募委員（住民代表）からの意見聴取を実施
(協議が調った日：平成 29 年 5 月 30 日)
- ・「7. 協議会の開催状況と主な議論」で記載の協議会において、新潟市消費者協会長（利用者代表）及び公募委員（住民代表）に対し、平成 29 年度新潟市生活交通改善事業計画の一部変更について、書面による協議を実施
(協議が調った日：平成 29 年 8 月 10 日)
- ・「7. 協議会の開催状況と主な議論」で記載の協議会において、新潟市消費者協会長（利用者代表）及び公募委員（住民代表）に対し、平成 29 年度新潟市生活交通改善事業計画の一部変更について、書面による協議を実施
(協議が調った日：平成 30 年 1 月 12 日)
- ・「7. 協議会の開催状況と主な議論」で記載の協議会において、新潟市消費者協会長（利用者代表）及び公募委員（住民代表）に対し、平成 29 年度新潟市生活交通改善事業計画の一部変更について、書面による協議を実施
(協議が調った日：平成 30 年 3 月 9 日)

9. 協議会メンバーの構成員	
関係市区町村	新潟市都市政策部長
関係交通事業者・ 交通施設管理者等	新潟交通株式会社乗合バス部長 新潟県バス協会専務理事 新潟県ハイヤー・タクシー協会専務理事 新潟県警察本部交通部交通規制課企画管理課長補佐 新潟市土木部長
地方運輸局	北陸信越運輸局新潟運輸支局首席運輸企画専門官
その他構成員	新潟市消費者協会長 住民代表 日本労働組合総連合会新潟県連合会新潟地域協議会副議長